

霧島市教育支援センターの利用について（配布用）

霧島市教育委員会

Q1 どんな支援・指導をしていますか。



A 教育支援センターは、登校することが難しい児童生徒が、学校に復帰できるように支援・指導をする施設です。このために、次のような支援・指導をします。

- 1 学校の授業にスムーズに移行できるように、個に応じた学習を進めています。自主学習が原則です。
- 2 学級の集団生活や、学校行事への取組が円滑にすすむように、小さな集団での活動を通して、生活体験を広げ、集団生活になじめるよう支援を行います。
- 3 学校の先生や保護者等と連携を図るための、教育相談を実施しています。
- 4 一人一人の児童生徒に応じた支援を通して、コミュニケーション力がつかうよう働きかけます。

Q2 日課はどうなっていますか。

A 基本的な日課は、次のとおりです。



9：00～12：00	通所・出席の確認、各自の学習
12：00～13：00	昼食（各自弁当、飲み物持参）
13：00～15：30	交流活動、語り、運動、相談等
※ 開始時刻や終了時刻は多少変動します。	

Q3 指導員以外に、教育支援センターに訪問したり、支援したりする人はいますか。

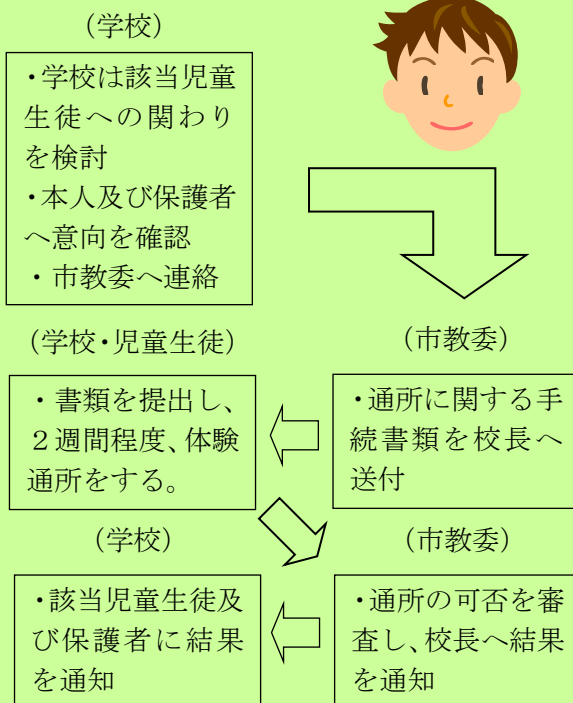
A 次の職員等と連携を図り、支援を行っていきます。

学校関係者、霧島市教育委員会学校教育課の指導主事、福祉関係職員、かけはしサポーター、いじめ問題対策支援室相談員など

Q 4 通所するとき手続きは、どうすればよいですか。

A まずは、通所について 学校に相談してください。通所までの手続きは、次のとおりです。

- 1 校長は、保護者の相談をもとに、不登校対策委員会等を開催し、対象児童生徒への関わりを検討する。また、対象児童生徒及びその保護者に、通所の際のルールや具体的な復帰計画等を確認する。
- 2 校長は、手続き書類を市教育委員会から取り寄せ、保護者に配布する。保護者は「教育支援センター通所希望申請書」を学校へ提出する。
- 3 2週間程度の体験通所を経た後、市教育委員会が通所の可否を審議し、その結果は校長を通じて、対象児童生徒及びその保護者に通知する。



Q 5 教育支援センターの通所の留意事項がありますか。

- A ○ 通所は月曜日～金曜日です。(土・日、祝祭日はありません。) 通所時間は、9:00～15:30(基本的な例)です。ただし、第2土曜日は通所できます。通所時間は、9:00～12:00です。夏休みなどの長期休業中は閉まっています。
- 通所は、在籍校での出席扱いになります。制服を着用して通所し、校則は在籍校のルールに従います。
- 給食はありません。弁当・飲み物は持参です。
- 通所開始後の態度・行動(学習態度、生活態度等)が、他の児童生徒や教育支援センター施設に好ましくない影響を及ぼす場合は、退出措置をとることもあります。まずは挨拶や返事をしっかりとできるよう心がけましょう。
- 定期考査等は学校での受験になります。また、学校行事等にできるだけ参加し、学校復帰のきっかけを作ってください。
- 通所の往復については、保護者の責任となります。
- 通所期間中の保険は、在籍校に通学しているときと同じ扱いになります。
- ※ 上記以外にも、センター利用のきまりや約束があるので、詳しくは「霧島市教育委員会 担当(前原) TEL 45-5111」までお問い合わせください。

